

改 正 案	現 行
<p>非常用の照明装置の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: right;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第千八百三十号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の五第一号口及び二の規定に基づき、<u>非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。</u></p> <p>第一 照明器具</p> <p>一 照明器具の構造は、次のイ及びロに適合する構造としなければならない。</p> <p>イ 白熱灯は二重コイル電球、<u>ハロゲン電球</u>とし、そのソケットは磁器製、<u>フェノール樹脂製</u>その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>ロ <u>蛍光灯はラピッドスタート型蛍光ランプ若しくは即時点灯性回路に接続したスターター型蛍光ランプ</u>とし、そのソケットはメラミン樹脂製、<u>ポリアミド樹脂製</u>その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>ハ 高輝度放電灯は即時点灯型の高圧水銀ランプとし、そのソケットは磁器製その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>ニ イからハに掲げたもの以外の光源は、イからハに掲げるものと同等以上の耐熱性及び即時点灯性を有するものとする。</p> <p>ホ 放電灯の安定器は低力率型のものとし、耐熱性の外箱に収容すること。</p> <p>二 照明器具内の電線は<u>六百ボルト二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁</u></p>	<p>非常用の照明装置の構造基準を定める件</p> <p style="text-align: right;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第千八百三十号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の五第四号の規定に基づき、<u>非常用の照明を確保するために必要な非常用の照明装置の構造の基準を次のように定める。</u></p> <p>第一 照明器具</p> <p>一 照明器具の構造は、次のイからホに適合する構造としなければならない。</p> <p>イ 白熱灯は二重コイル電球とし、そのソケットは磁器製その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>ロ <u>けい光灯はラピッドスタート型けい光ランプ</u>とし、そのソケットはメラミン樹脂製その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>ハ <u>水銀燈</u>は即時点灯型の高圧水銀ランプとし、そのソケットは磁器製その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。</p> <p>ニ イからハに掲げたもの以外の光源は、イからハに掲げるものと同等以上の耐熱性及び即時点灯性を有するものとする。</p> <p>ホ 放電灯の安定器は低力率型のものとし、耐熱性の外箱に収容すること。</p> <p>二 照明器具内の電線は<u>六百ボルト耐熱ビニール電線、架橋ポリエチレン絶縁電</u></p>

電線、六百ボルトけい素ゴム絶縁電線、口出用けい素ゴム絶縁電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

三 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。

第二 電気配線

一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第四項第二号に規定する誘導燈に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けてはならない。

二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。

三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線

ロ 耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線

ニ MIケーブルを用いて行う配線

四 電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

第三 電源

線、六百ボルトけい素ゴム絶縁電線、口出用けい素ゴム絶縁電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

第二 電気配線

一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第四項第二号に規定する誘導燈に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けてはならない。

二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。

三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線

ロ 耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線

ハ バスダクトを用いて行う配線

ニ MIケーブルを用いて行う配線

四 電線は、六百ボルト耐熱ビニル電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

第三 電源

- 一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。
- 二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。
- 三 予備電源は、自動充電装置、時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に定置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）若しくは蓄電池と自家用発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点燈させるものに限る。）で、充電を行なうことなく三十分間継続して非常用の照明装置を点燈させることができるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第四 その他

- 一 非常用の照明装置は、常温の場合に床面において水平面照度で一ルクス以上（蛍光灯を用いる場合にあっては二ルクス以上とする。）を確保することができるものとしなければならない。
- 二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定方法によつて測定されたものとする。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

- 一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。
- 二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。
- 三 予備電源は、自動充電装置、時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に定置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。）で、充電を行なうことなく三十分間継続して非常用の照明装置を点燈させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第四 その他

- 一 非常用の照明装置は、床面において水平面照度で一ルクス以上を確保することができるものとしなければならない。
- 二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用光電管照度計を用いた物理測定方法によつて測定されたものとする。